

いじめ防止基本方針

I いじめ防止等の基本的な方針

1 基本方針策定の意義

この「いじめ防止基本方針」は、本校におけるいじめの問題を克服し、生徒の尊厳を保持する目的のもとに、学校・家庭・地域・世田谷区、その他の関係機関が相互に連携し、世田谷区いじめ防止基本方針等を踏まえ、本校におけるいじめの未然防止、早期発見、早期対応、重大事態への対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めるものである。

2 いじめの定義

「いじめ」とは「生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等、当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの。」をいう。

II いじめ防止等の具体的な対策

1 学校において実施する施策

いじめは、どの生徒にも、どの学校でも起こりうるものであるという校内共通認識のもと、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、「観衆」や「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されることや、被害生徒に対しては見守りを行うなど、徹底して守り通すことが大切である。

これらの認識の上で、学校・家庭・地域・区・教育委員会、その他の関係機関の連携のもと、次のことを基本としていじめ防止等の具体的な対策を推進する。

(1) いじめの未然防止

すべての生徒がいじめは人として決して許されないことを理解し、自覚させるとともに、すべての生徒が安心でき、自分の存在や相手の存在を認め、互いの人格を尊重する望ましい人間関係をはぐくむために、学校をはじめ、関係者が一体となった継続的な取り組みを推進する。

- ①学校の教育活動全体を通じた道徳教育の充実、読書活動・体験活動などを推進し、いじめに向かわない態度・能力の育成を図るとともに、いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくりを行う。
- ②他の生徒の、学習する権利、安心して生活する権利を尊重する意識を醸成し、人権を侵害する行為は決して許されないことを理解させるために、学校全体で共通認識のもと指導にあたる。
- ③いじめを防ぐための指導方針と共通理解についての協議を行い、生徒指導上の諸問題等に関する情報交換とケーススタディを行う。また、毎週、生徒情報連絡会議を通じて教職員の共通認識を図る。

(2) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速かつ適切な対応の前提であり、生徒の話に耳を傾け、心に寄り添い、その気持ちを受け止め、生徒との信頼関係などを高め

ていく。

- 学期ごとのアンケート調査に加え、必要に応じてアンケートをとる。
- 年度初頭に、二者面談、SCによる全員面接を行う。
- 生徒が相談してみようと思う教職員との信頼関係を確立する。
- 生徒の様子の変化を教職員の間で素早く共有し、いじめの兆候をキャッチする。

(3) いじめへの早期対応

- ①迅速かつ正確な現状把握のため、聞き取りの段階から組織的な対応をする。
- ②被害生徒の安全と安心を確保する。
- ③いじめ対策委員会を開き、対応方針、方法を迅速に決める。
- ④SNS、インターネット関連の問題に対しては、拡散を防ぐため、より迅速な対応が必要である。必要に応じてSNSやサイト管理者に保護者を通じて削除依頼をする。
- ⑤被害者の人権を守り、加害側の生徒の人権も不当に侵害されないように配慮する。
- ⑥加害生徒に対して毅然とした指導を行う。学校全体及び保護者とも協力し、再発することがないようにする。

(4) 家庭や地域、関係機関との連携

いじめが複雑化・多様化する中で、いじめの問題に迅速かつ的確に対応していくために家庭や地域の方々、関係機関と連携を推進する。

- ①被害生徒の心のケア。
 - ②加害生徒の心の問題を改善するための支援。
 - ③再発防止、元の学校生活へ戻るための支援。
- ※学校として、できることとできないことを明確にして、被害生徒及び保護者に対して丁寧な説明をするように努める。

(5) いじめ防止等に取り組む組織の設置

校長・副校長・生活指導主任・各学年主任・養護教諭・SCからなるいじめ防止委員会を設置し、いじめ対策のための会議を定期的に実施する。

なお、当該委員会は情報の収集と記録、共有を行う役割を担っていることから、教職員は些細な兆候や懸念、生徒からの訴えを迅速に委員会に報告・相談する。

2 本校に係る重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

- ①いじめにより、生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ②いじめにより生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

※重大事態が発生した場合には太子堂中学校いじめ防止委員会は、教育委員会への報告とともに連携して、事実関係を明確にするための調査を実施する。なお、調査は重大事態の疑いが生じた段階で開始する。また、いじめられた生徒や保護者等から重大事態であるとの申し立てがあったときは、調査の実施や報告など適切に対応する。

(2) 本校または区と教育委員会による調査等

重大事態が発生したときは、設置している太子堂中学校いじめ防止委員会を中心に、

重大事態に対処するとともに、事実関係を明確にするための調査を実施する。また、校長から教育委員会を通じて速やかに区長に報告する。

この調査は「重大事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため」に行うものとされており、民事・刑事・行政上の責任追及やその他の訴訟等への対応を直接の目的とするものではない。

重大事態調査は、対象生徒の尊厳を保持するため、いじめにより対象生徒が重大な被害を受けるに至った事実関係を可能な限り明らかにし、当該重大事態への対処及び同種の事態の再発防止策を講ずることを行うことを目的とした調査である。